

○宮崎大学農学部運営委員会規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成16年9月21日 平成17年4月19日
平成17年9月20日 平成20年9月16日
平成22年10月1日 平成28年3月25日

(設置)

第1条 宮崎大学農学部、宮崎大学農学部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 学部の管理運営に関する事項
- (2) 学部の教育・研究に関する事項
- (3) 規程、規則等の制定改廃に関する事項
- (4) 収入確保及び予算配分に関する事項
- (5) 事故発生防止並びに事故発生時に関する事項
- (6) その他学部に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
 - (2) 副学部長
 - (3) 教育研究評議会評議員
 - (4) 各学科長
 - (5) 各附属施設長
 - (6) 事務長
- 2 宮崎大学財務委員会の農学部委員は、前項第3号委員とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。

(代理出席)

第5条 第3条第4号の委員が出席できないときは、当該学科の代理の者が出席するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が、必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 宮崎大学農学部財務委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。